

災害時における
物資調達に関する協定書

三 木 市

スギホールディングス株式会社

災害時における物資調達に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三木市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、三木市災害対策本部が文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙又は乙があっせんする者が物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

(代金等の請求及び支払い)

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。
(連絡責任者の選任及び報告)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。
(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市

三木市長

仲田 一彦

印

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1

スギホールディングス株式会社

代表取締役社長 杉浦 克典

印

別表（第3条関係）

種 類	物 資 名
調剤薬を除く医薬品・医療用品	一般用医薬品、医療用品、救急絆創膏 等
食料品	米、パン、飲料水（ペットボトル）、水、レトルト食品、即席めん、缶詰、粉・液体ミルク、離乳食 等
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、タオル、割り箸、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、シャンプー、石鹸、携帯トイレ、使い捨てカイロ、冷却商品、哺乳瓶、乾電池、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、等
排泄ケア用品	紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ、尿とりパット 生理用品 等
衣料品	下着、肌着、靴下 等
(特約事項)	

- (1) 物資は概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。